

令和7年度労働協約改定交渉妥結 基本給、3年連続となる満額回答！ 12年連続ベースアップ！ 年間臨時手当 昨年比増 内航二団体46.0割、全内航43.1割



《内航二団体との妥結調印式》

左から平岡交渉委員長、宮崎一洋会会長、佐藤内航労務協会会長、山城内航労務協会交渉委員長、松浦組合長



《全内航との妥結調印式》

左から平岡交渉委員長、埜野交渉副委員長、関田会長、松浦組合長

交渉委員会の経過 (全文)

内航二団体ならびに全内航との令和7年度労働協約改定交渉については、第1回交渉を3月3日に開催し、内航交渉委員会については宮崎一洋会会長、全内航交渉委員会については関田会長から船団を代表して挨拶がなされた後、組合側を代表し松浦組合長から挨拶を行いました。

続いて交渉委員会運営の確認、組合要求について趣旨説明と質疑応答を行い、内航二団体、全内航ともに「有効期間」および「育児・介護休業法」の改正に伴う整理明確化について仮合意を確認しました。

3月12日の第2回交渉から逐条審議に移り、組合要求である「基本給」および「船内衛生作業手当」について、組合側より定着率の向上や後継者確保の観点などから改善は必要不可欠であることを主張したものの、船団側は前向きな回答を示しませんでした。

3月18日の第3回交渉では、内航二団体、全内航ともに、船内衛生作業手当について組合要求通りとしたいとの回答が示されたことから、仮合意としました。しかしながら、船団側は基本給について具体的な考え方を示さなかったことから、組合側より改善の必要性を繰り返し主張し、年間臨時手当を含め十分な内部検討を行うよう求めました。

その後も交渉を行うなかで、内航二団体、全内航ともに期限内解決に向け形式にとらわれない形で協議を行いたいとの申し出がなされ、交渉を中断し小委員会に入りました。

しかしながら、内航二団体においては解決に向けて小委員会に入ったにもかかわらず組合要求に沿った考え方を示さず、小委員会を打ち切りました。

その後、内航二団体より再度小委員会開催の申し出があったことから、解決の意思があることを十分に確認したうえで、再び小委員会に入りました。

本交渉中断以降、内航二団体、全内航ともに小委員会にて鋭意協議した結果、組合要求項目について一定の整理が図られたため、3月31日に中断していた本交渉を再開しました。

全内航より最終回答として、基本給については組合要求通りとしたい。年間臨時手当については43.1割(対前年比2.0割増)としたいとの回答が

示されました。

また、内航二団体より最終回答として、基本給については組合要求通りとしたい。年間臨時手当については46.0割(対前年比2.2割増)としたいとの回答が示されました。

以上の回答を受け、総合的に判断した結果、船団側回答を受け入れ合意しました。

4月1日に全内航、4月2日に内航二団体との妥結調印式を開催し、妥結内容(2面以降に記載)を確認した後、労使双方の交渉委員長が確認書に署名し、令和7年度労働協約改定ならびに年間臨時手当について、期限内に妥結しました。

妥 結 内 容

《内航二団体および全内航》

有効期間について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

基本給について

組合要求通りとする。

内航二団体 標準船員(34歳～35歳部員)

ベア10,180円、標令加算込13,610円アップ

(5.33%アップ)

全内航 標準船員(34歳～35歳部員)

ベア10,240円、標令加算込13,670円アップ

(5.36%アップ)

船内衛生作業手当(便所掃除作業)について

内航二団体

1船あたり月額16,800円(8,400円アップ)

全内航

1船あたり月額15,200円(7,600円アップ)

年間臨時手当について

内航二団体 46.0割(対前年比+2.2割)

全内航 43.1割(対前年比+2.0割)

育児・介護休業法の改正に伴う整理・明確化を行う

内 航 二 団 体

妥 結 内 容

協 定 書

船主団体内航労務協会および一洋会と全日本海員組合は、令和7年度労働協約改定に伴い、下記の通り協定する。

記

【1】 第1条 (有効期間)

この協約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

【2】 第97条 (基本給)

第1項～第2項 現行通り。

3 標令給は、標令15歳の標令給を174,680円とし、標令18歳までは1,000円、18歳から46歳までは3,430円、46歳以上は1,720円の標令加算を行う。ただし定年年齢をもってとどめる。

(表-1 標令給表)

4 職務給は、次の通りとする。

(1) 船長176,230円、機関長154,970円、一航・機・通士109,060円、二航・機士84,800円、三航・機士67,090円、部員33,050円とし、それぞれ5,500円、4,000円、3,600円、2,600円、2,200円、2,100円の経験加算額によって就任から5年で到達する。

(表-2 職務給表)

ただし、三航・機士の職務給について、若年船員および一般職員が、最低賃金に抵触する場合は、その差額を補正した額を各人の職務給とする。

(2) 号 現行通り。

(3) 職長の辞令を持つ者の職務給は、就任時から67,090円とする。
第5項 現行通り。

表-1 標令給表 (単位：円)

標令	標令給	標令加算額	標令	標令給	標令加算額
15	174,680	1,000	35	235,990	3,430
16	175,680	1,000	36	239,420	3,430
17	176,680	1,000	37	242,850	3,430
18	177,680	3,430	38	246,280	3,430
19	181,110	3,430	39	249,710	3,430
20	184,540	3,430	40	253,140	3,430
21	187,970	3,430	41	256,570	3,430
22	191,400	3,430	42	260,000	3,430
23	194,830	3,430	43	263,430	3,430
24	198,260	3,430	44	266,860	3,430
25	201,690	3,430	45	270,290	3,430
26	205,120	3,430	46	273,720	1,720
27	208,550	3,430	47	275,440	1,720
28	211,980	3,430	48	277,160	1,720
29	215,410	3,430	49	278,880	1,720
30	218,840	3,430	50	280,600	1,720
31	222,270	3,430	51	282,320	1,720
32	225,700	3,430	52	284,040	1,720
33	229,130	3,430	53	285,760	1,720
34	232,560	3,430	54	287,480	1,720
			55	289,200	

(注) 標令55歳を超えても定年年齢までは、標令加算を行う。

表-2 職務給表 (単位：円)

経験年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年以上
船 長	148,730	154,230	159,730	165,230	170,730	176,230
機 関 長	134,970	138,970	142,970	146,970	150,970	154,970
一航・機・通	91,060	94,660	98,260	101,860	105,460	109,060
二航・機	71,800	74,400	77,000	79,600	82,200	84,800
三航・機	56,090	58,290	60,490	62,690	64,890	67,090
部 員	22,550	24,650	26,750	28,850	30,950	33,050



船団側を代表し挨拶する佐藤内航労務協会会長



組合側を代表し挨拶する松浦組合長



内航交渉委員会 (関西地方支部)

【3】 第107条 (作業手当)

乗組員に次の作業を行わせたときは、各表による手当を支給する。

(1) 号～(3)号 現行通り。

(4) 船内衛生作業手当

便所掃除作業に対し、1船当月額16,800円を支給する。

ただし、配分については各船別に定める。

【4】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行に基づき、必要な対応を講じる。

【5】 その他、必要とされる条文、確認書、覚書などの整理明確化を行う。

以 上
令和7年3月31日

《内航交渉委員会》

第1回	3月3日	ホテルマリナーズコート東京
第2回	3月12日	海員組合関西地方支部
第3回	3月18日	海員組合本部
第4回	3月25日	海員組合本部
第5回	3月26日・31日	海員組合本部

【基本給の解説】内航二団体 《ベースアップ金額》

表-1 標令給表

各標令 (15歳～55歳) 1,760円 アップ

表-2 職務給表

役 職	アップ額	役 職	アップ額
船 長	16,830円	機 関 長	16,240円
一航・機・通	13,510円	二航・機	11,530円
三航・機	10,280円	職 長	10,280円
部 員	8,420円		

全内航

要 結 内 容

協 定 書

船主団体全内航と全日本海員組合は、令和7年度労働協約改定に伴い、下記の通り協定する。

記

【1】 第1条 (有効期間)

この協約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第2項 現行通り。

【2】 第77条 (基本給)

第1項～第2項 現行通り。

3 標令給は、標令15歳の標令給を174,680円とし、標令18歳までは1,000円、18歳から46歳までは3,430円、46歳以上は1,720円の標令加算を行う。ただし定年年齢をもってとどめる。

(表-1 標令給表)

4 職務給は、船長113,310円、機関長102,640円、一航・機士71,990円、二航・機士64,320円、三航・機士62,400円、職長64,320円、部員22,330円とし、それぞれの経験加算額は職務給表による。

(表-2 職務給表)

第5項 現行通り。



船団側を代表し挨拶する関田会長

【3】 第87条 (労務作業手当)

第1項～第2項 現行通り。

3 船内衛生作業手当を次の通り定める。

(1) 船内の便所掃除作業に対し、1船あたり月額15,200円を支給する。

(2) 号 現行通り。

第4項～第6項 現行通り。

【4】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行に基づき、必要な対応を講じる。

【5】 その他、必要とされる条文、確認書、覚書などの整理明確化を行う。

以上
令和7年3月31日

表-1 標令給表 (単位：円)

標令	標令給	標令加算額	標令	標令給	標令加算額
15	174,680	1,000	35	235,990	3,430
16	175,680	1,000	36	239,420	3,430
17	176,680	1,000	37	242,850	3,430
18	177,680	3,430	38	246,280	3,430
19	181,110	3,430	39	249,710	3,430
20	184,540	3,430	40	253,140	3,430
21	187,970	3,430	41	256,570	3,430
22	191,400	3,430	42	260,000	3,430
23	194,830	3,430	43	263,430	3,430
24	198,260	3,430	44	266,860	3,430
25	201,690	3,430	45	270,290	3,430
26	205,120	3,430	46	273,720	1,720
27	208,550	3,430	47	275,440	1,720
28	211,980	3,430	48	277,160	1,720
29	215,410	3,430	49	278,880	1,720
30	218,840	3,430	50	280,600	1,720
31	222,270	3,430	51	282,320	1,720
32	225,700	3,430	52	284,040	1,720
33	229,130	3,430	53	285,760	1,720
34	232,560	3,430	54	287,480	1,720
			55	289,200	

(注) 標令55歳を超えても定年年齢までは、標令加算を行う。

表-2 職務給表 (単位：円)

経験年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年以上
船長	113,310	118,310	123,310	128,310	133,310	143,310
機関長	102,640	107,640	112,640	117,640	122,640	135,640
一航・機	71,990	74,490	76,990	79,990	82,990	86,990
二航・機	64,320	64,820	65,320	65,820	66,320	66,820
三航・機	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400
職長	64,320	64,320	64,320	64,320	64,320	64,320
部員	22,330	24,430	26,530	28,630	30,730	32,830



全内航交渉委員会 (本部地下大会議室)

《全内航交渉委員会》

第1回	3月3日	ホテルマリナーズコート東京
第2回	3月12日	海員組合関西地方支部
第3回	3月18日	海員組合本部
第4回	3月25日・26日・31日	海員組合本部

【基本給の解説】全内航
《ベースアップ金額》

表-1 標令給表

各標令 (15歳～55歳) 1,760円 アップ

表-2 職務給表

役職	アップ額	役職	アップ額
船長	15,460円	機関長	15,000円
一航・機	12,810円	二航・機	11,310円
三航・機	10,640円	職長	11,310円
部員	8,480円		

